

平成 年 月 日

福井県知事

殿

管理者住所
管理者氏名

㊟

診療用エックス線装置設置届

下記のとおり診療用エックス線装置を設置したので、医療法施行規則第24条の規定に基づき届けます。

記

病院(診療所)の名称			
所在地			
エックス線装置に関する事項			
製作者名			
型式			
定格出力	連続	KV	mA
	短時間	KV	mA 秒
	蓄放式	KV	μ F
台数			
用途	・撮影 ・X線TV ・CT装置 ・治療 ・移動型 ・乳房 ・血管撮影 ・外科用Cアーム ・その他()		
エックス線診療に従事する医師・歯科医師・診療放射線技師の氏名と経歴			
氏名	年齢	職種	エックス線診療に関する経歴

エックス線装置の放射線障害防止措置			
透視撮影	容器及び照射筒外のエックス線量	<input type="checkbox"/> 一般撮影装置(焦点から1mの距離) mGy/h以下 <input type="checkbox"/> コンデンサ式装置 (充電状態、照射時外:表面から5cm) μ Gy/h以下	
	附加濾過板	総濾過	mm アルミニウム当量上
	透視中の患者への入射線量率制限	<input type="checkbox"/> 50mGy/min 以下 <input type="checkbox"/> 制御装置(125mGy/min 以下)	
	透視時間積算タイマーの設置	有 ・ 無	
	エックス線管焦点皮膚間距離(手術中 20cm 以上)	<input type="checkbox"/> 40cm 以上 <input type="checkbox"/> インターロック設置	
	利用線錐制御方法	<input type="checkbox"/> 可動絞り装置 <input type="checkbox"/> その他()	
	受像器通過後のエックス線量	表面から10cm	μ Gy/h以下
	被照射体周囲の防護装置	有 ・ 無	
	透視時最大照射野外(3.0cm)のエックス線量	表面から10cm	μ Gy/h以下
直接撮影	容器及び照射筒外のエックス線量	<input type="checkbox"/> 一般撮影装置(焦点から1mの距離) mGy/h以下 <input type="checkbox"/> 口内撮影装置(\leq 125KV、焦点から1mの距離) mGy/h以下 <input type="checkbox"/> コンデンサ式装置 (充電状態、照射時外:表面から5cm) μ Gy/h以下	
	附加濾過板	<input type="checkbox"/> 一般撮影装置 総濾過 mm アルミニウム当量以上 <input type="checkbox"/> 乳房撮影装置 総濾過 mm アルミニウム当量以上 <input type="checkbox"/> 乳房撮影装置 総濾過 mm モリブデン 当量以上	
	利用線錐制御方法	<input type="checkbox"/> 可動絞り装置 <input type="checkbox"/> 照射筒(照射野径 6.0cm 以下)	
	エックス線管焦点皮膚間距離(除:拡大撮影)	<input type="checkbox"/> 口内撮影装置(\leq 70KV) 15cm 以上 <input type="checkbox"/> 口内撮影装置(>70KV) 20cm 以上 <input type="checkbox"/> パノラマ断層撮影装置 15cm 以上 <input type="checkbox"/> 移動型、携帯型装置 20cm 以上 <input type="checkbox"/> その他の装置 45cm 以上	
	移動型、携帯型及び手術用エックス線装置操作距離	焦点及び患者から	m以上
胸部集検用間接撮影	容器及び照射筒外のエックス線量	<input type="checkbox"/> 一般撮影装置(焦点から1mの距離) mGy/h以下 <input type="checkbox"/> コンデンサ式装置 (充電状態、照射時外:表面から5cm) μ Gy/h以下	
	附加濾過板	総濾過	mm アルミニウム当量以上
	利用線錐制御方法	<input type="checkbox"/> 可動絞り装置 <input type="checkbox"/> その他()	
	受像器の一次防護遮蔽体	表面から 10cm	Gy/1 曝射以下
	被照射体周囲の防護	<input type="checkbox"/> 室外退避 <input type="checkbox"/> その他()	
治療用(近接照射治療装置を除く)	容器及び照射筒外のエックス線量	<input type="checkbox"/> 管電圧(\leq 50KV)(表面から5cmの距離) Gy/h以下 <input type="checkbox"/> 管電圧(>50KV)(表面から5cmの距離) mGy/h以下 かつ(焦点から1mの距離) mGy/h以下	
	附加濾過板	総濾過	mm アルミニウム当量以上
	エックス線遮断インターロック	(濾過板引抜時)	有 ・ 無

エックス線診療室の放射線障害防止措置		
1週間の使用予定時間	<input type="checkbox"/> 3時間未満 <input type="checkbox"/> 3～6時間未満 <input type="checkbox"/> 6～12時間未満 <input type="checkbox"/> 12時間以上	
診療室名		
診療室の構造	<input type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 不燃材料 <input type="checkbox"/> その他()	
材質等	天井	
	壁	
	床	
	出入り口の扉	
	ガラス窓	
エックス線装置を操作する場所	操作室	有 ・ 無
	その他	
診療室の外側の実効線量	1mSv/週 以下 ・ 超える	
診療室である旨の標識	有 ・ 無	
管理区域		
区域境界における実行線量	1. 3mSv/3ヶ月 以下 ・ 越える	
境界の立入禁止措置	扉 ・ 柵 ・ 縄張り ・ その他()	
管理区域である旨の標識	有 ・ 無	
その他の事項		
注意事項の掲示	有 ・ 無	
敷地内居住区域及び境界における線量限度	250 μ Sv/3ヶ月 以下 ・ 越える	
その他の患者の被ばく防止措置	1. 3mSv/3ヶ月 以下 ・ 越える	
取扱者の被ばく測定	・フィルムバッジ ・ポケット線量計 ・その他()	
添付書類		
1) エックス線装置の位置を記したエックス線診療室の平面図及び側面図。 2) 施設の防護に関する検査・測定結果(責任者の所属、氏名、職名を記したもので 施行業者・測定業者の者でもよい)。 なお、理論計算により規制値を算出した場合は、その計算書。 3) 管理区域を明示したエックス線診療関係施設の平面図。 4) エックス線診療関係施設の周囲の状況がわかる平面図の概念図(上下階を含む)。 5) 機器の性能等を記した仕様書。		

注意事項

1) 届出は設置後10日以内。

病院・診療所を開設する際エックス線装置を設置する場合及び既存の病院で

1. 建物の構造等を変更する場合
2. エックス線装置を新增設する場合
3. 新たな機種のエックス線装置に変更する場合(老朽化・性能劣化による更新を含む)
4. エックス線装置を移設する場合

は、何れも開設承認及び使用承認又は開設承認事項の変更承認の対象となる。

注) 基本的に、廃止設置届出で処理する。(変更届出はない)

例) 福井県では、法人化による開設において既存のエックス線装置であっても、廃止設置届出が必要である。

2) エックス線装置は、通常、高電圧発生装置、エックス線管装置、制御装置、エックス線撮影(透視)台を含む概念を言うが、特に規定する場合を除き、高電圧発生装置を言う。

記入要領

- 1) 該当しない箇所で、特に記入を要しないものについては、「-」を記すること。
- 2) 「製作者氏名」、「型式」は、高電圧発生装置のそれを記入すること。
- 3) 「定格出力」は、高電圧発生装置の使用できる最大電圧及び最大電流を記入すること。
- 4) 「用途」は、使用が特定している場合(断層撮影、血管造影、シュミレーター等)はその旨を記入すること。
- 5) 「容器及び照射筒外のエックス線量」、「附加濾過板」、「エックス線管焦点皮膚間距離」は、該当する装置に記入すること。
- 6) 「使用予定時間」は届出事項ではないが、放射線障害防止法(文部科学省)では届出事項であり、また管理区域境界における実効線量算出上必要であるため、必ず記入すること。
- 7) 「診療室名」は、病院で呼称している名称を記入すること。
- 8) 「診療室の構造」で、その他の場合は具体的内容を記入すること。
- 9) 「材質等」は、各箇所における材質及び遮蔽材を具体的に記入すること。